会津若松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年会津若松市条例第23号）新旧対照表

改正後	改正前
○会津若松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 第１条から第９条まで　略 **（職員）** **第10条　事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。** **２　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、福島県知事が行う研修を修了したものでなければならない。** **⑴　保育士（福島県が法第18条の27第１項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は福島県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）の資格を有する者** **⑵　社会福祉士の資格を有する者** **⑵の２　児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者** **⑶　学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの**	○会津若松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 第１条から第９条まで　略 **（職員）** **第10条　事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。** **２　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、福島県知事が行う研修を修了したものでなければならない。** **⑴　保育士（福島県が法第18条の27第１項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は福島県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）の資格を有する者** **⑵　社会福祉士の資格を有する者** **⑶　学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの**

⑶の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学が認められたもの ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者 エ　外国の大学を卒業した者	
⑷　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条に規定する免許状を有する者	⑷　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条に規定する免許状を有する者
⑸　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	⑸　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
⑹　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学が認められた者	⑹　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学が認められた者
⑺　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	⑺　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑻　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	⑻　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑼　高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事	⑼　高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事

した者であって、市長が適当であると認めたもの ⑽　５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当であると認めたもの 第10条第３項以下　略 附　則 この条例は、令和９年４月１日から施行する。	した者であって、市長が適当であると認めたもの ⑽　５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当であると認めたもの 第10条第３項以下　略